

第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成23年5月30日（月）13：30～15：00

2 開催場所 新居浜市役所3階 応接会議室

3 出席者

委 員：秦会長、山内副会長、有吉委員、井上委員、河端委員、鴻上委員、坂上委員、
佐藤委員、平田淳子委員、平田ヤエ子委員、藤田委員、吉田委員（12名）

事務局：福祉部長・神野、介護福祉課長・曾我部、副課長・村上・村尾、係長・峯
地域包括支援センター 所長・高岸、副所長・高橋

傍聴者0人

4 会議事項 ①新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
②その他

5 議事録

事務局	あいさつ それでは、定刻となりましたが会議の開催に先立ちまして、福祉部長の神野よりごあいさつを申し上げます。
神野部長	福祉部の神野でございます。開会にあたりまして一言、ごあいさつを申し上げます。本日は、平成23年度第1回目となります「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。また日頃から、高齢者福祉のみならず児童福祉あるいは障害者福祉の推進に対し、格別のご協力をいただいておりますことにつきましても、心から感謝を申し上げる次第でございます。 本日の議題は、高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画についての内容が中心となります。介護保険は12年目を迎えております。介護保険制度の創設当初の目的を振り返りますと、4点ございました。まず、介護の社会化ということでございます。それまでの家族、特に嫁、妻が担ってまいりました介護に対して、社会全体で支えようという狙い。加えて、措置制度では限られた人しかサービスが受けられなかつたものを社会保険制度としたこと、つまり普遍的なサービス体系を目指そうとしたことでございます。2つ目には、医療と介護の区分の明確化というのがございます。当時いわゆる社会的入院

	<p>といわれる現象が顕在しておりました。そのことが医療費高騰の原因にもなりましたし、そこで医療と介護の区分を明確にして、介護、医療それぞれのシステムを独立させようとしたことが2点目でございました。そして、3点目といたしまして、競争原理を活かしながら多様なる事業者を介護業界に参入させることで、このことによりまして利用者自らがサービスを選ぶ、与えられた介護ではなく選ぶ介護が目指されたというのが3点目でございます。そして、4点目でございますけれども、介護保険制度は基礎自治体が保険者となるということで、国の主導ではなく地域の実状に応じたサービスを目指すことで、地方分権、地方主権の試金石として期待されたということでございます。その結果、12年経ちまして介護施設の基盤整備が進みました。介護サービスの供給量も増加いたしました。介護の担い手も増えて参りました。しかし現実は、高齢化のスピードにはついていけず、施設入所の待機者は増加いたしております。いまだに社会的入院といった現象は深刻化しております。そして、介護療養病床の廃止も先延ばしといったような状況となっております。それから、介護職員の処遇改善も課題となりました。また、保険者の我々基礎自治体といたしましても、介護保険事業計画は給付と負担の、いってみればそろばん勘定という現実がございまして、地域主権の試金石というには程遠い感がございます。</p> <p>このような中で、介護保険制度を持続可能なものとし、そして、超高齢化社会のピークであります平成37年を見据えた計画を策定することは、極めて困難な状況でございますし、苦労も伴います。どうか、委員の皆様方のご支援ご協力をいただきまして、新居浜市の実状に即した地域包括ケアシステムが構築されますことをお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。どうか、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	それでは、会長よろしくお願ひいたします。
会長	<p>高いところより失礼いたします。台風2号、各地で雨の被害など多く出ているようですが、わが新居浜市も先ほど午前中にお伺いしたところ、社会福祉協議会に十数名、避難なさったそうですけど今朝方、無事に帰宅なされたそうです。大きな被害もなくて良かったかなと思っております。</p> <p>さて、本日は、平成23年度新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中を皆さんに出席していただいて誠にありがとうございました。会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介したいと思います。</p> <p>愛媛県西条保健所より前委員さんの後任として、推薦をいただきましたので、平成23年4月1日付けをもって、委員に就任していただきました。新委員</p>

	さん、一言ご紹介をお願いします。
新委員	前委員は保健師だったのですけど、私のはうは管理栄養士ということで、栄養のほうが専門になっておりますが、何かのお力になればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
会長	<p>ありがとうございました。これから以後は着座させていただいて、進めさせていただきます。失礼いたします。</p> <p>新委員さんは、私と一緒に昨年まで管理栄養士として愛媛県全体の包括介護支援協議会の栄養の部分を全部になっていただいて、皆さんそれぞれ県下の資料を作っていただきましたので、非常に心丈夫に思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>次に先ほど、神野福祉部長さんの方からごあいさつの中にもございましたが、今年度は計画の見直しの年となっておりますことから、新居浜市との間で計画策定支援の業務委託を提携いたしております委託業者（以下「委託業者」という。）を、今年度開催する会議にオブザーバーとして出席をさせていただきたいとの事務局からのご依頼がございました。このことについて、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい。それでは委託業者の会議出席について説明をさせていただきます。第5期介護保険事業計画の策定については、国が示す基本指針等を踏まえ、日常生活圏域ニーズ調査により、日常圏域ごとの実態把握や現行計画の強化、分析により、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類やサービス事業見込量の緻密な設定作業が必要となります。また医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括システムの充実強化が求められていることから、計画の策定には第4期計画の評価や分析を的確に行え、関係する他の計画との連携や整合性を図った上で、適切な高齢者施策の方向性を示せる高度な専門知識や、豊富な情報、経験そして柔軟な創造性が必要となるため、遂行能力に優れたコンサルタント業者に計画策定の支援業務を委託することといたしました。委託業者の選定につきましては、3月31日に、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者からの企画提案書により審査を行い決定する指名型プロポーサル方式により、指名4社の中から計画策定支援業務の委託業者を決定し、4月7日付けで契約を行いました。業務委託の内容といたしましては、日常生活圏域ニーズ調査票による実態調査業務、現状分析業務、サービス事業量推計および保険料の算出、会議の運営支援、および議事録作成、計画書の作成や計画書の印刷製本などです。計画作成にあたっては、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会におい

	て、計画作成についてご審議いただくわけですが、策定作業を円滑にすすめるため、委託業者のオブザーバーとしての本会議出席をご了承いただきたいと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまご説明がありましたが、この計画策定支援の業務委託契約を提携いたしております委託業者さんにご出席いただくことをご承認いただけますでしょうか。
全員	拍手
会長	ありがとうございました。全員承認ということで、よろしくお願ひいたします。それでは、委託業者さんご紹介をお願ひいたします。
委託業者	あいさつ
会長	<p>続きまして、議事に入りたいと思いますが、委員の出席状況をご報告いたします。本日の会議は、委員数 15 名に対し出席委員 12 名でございます。12 名で推進協議会設置要綱第 6 条の会議の成立条件であります、過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。それではただいまから、議事に入ります。</p> <p>委員の皆様には、これまでに前もって資料をお送りしてございますので、十分お目を通してくださいましたと存じますので、ご忌憚のない活発なご意見を期待いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議題の 1 であります「新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について」事務局からのご説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>資料説明</p> <p>失礼いたします。介護福祉課長の曾我部でございます。よろしくお願ひいたします。ご説明前に 1 点お断りをさせていただきたいと思います。前回の会議で、次回については國の方針が示されるであろう 2 月頃を開きたいということで申し上げてまいりました。それで 2 月ができませんで、今になりました。これにつきましては、國の方針等の中に、今まで施設整備の関係で参酌標準ということで、37%以下というものが國の基準にございまして、それに基づいて整備を行ってまいりましたというようなこととか、それが撤廃されるというような話とか、介護サービスの関係の総量規制というような内容があつたり、介護予防に重点をおいた計画を進めていくことというような内容が盛り込まれてまいりました。そういう内容について、より詳しく、参酌標準</p>

につきましても国が撤廃して、それでなくなったということではなくて、地方に任せようという考えになりましたと、そうなりますと県の指導力がいかに発揮されるのかということがございまして、その辺のところも確認のうえ会議を開きたいということで時期を少し待つことになりました。その会議が3月11日に県でございました。この3月11日というのが、皆さんご記憶に新しいと思うのですが、東日本大震災その当日でございまして、私どもの会議が終わった瞬間に、そういう報道が流れているということを知りました。その後で、会を開こうということであったのですが、いろいろとそういう震災の関係のこともございますし、これについて進めていくうえでは年度終わりということもございまして、なかなか日程を調整できずに今日になったという状況でございます。非常に3ヶ月ほど先延ばしの会になってしまったことを、ここでお詫びしたいと思います。これについては、今後それに対して審議を深めていくために、いろいろご意見をいただきたいと思いますので、ぜひともご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、内容について座って説明をさせていただきます。資料はお手元にお配りしてあると思いますが、まず1枚開けていただいて2ページから始めたいと思います。まず、第5期介護保険事業計画を含んだ高齢者福祉計画の位置づけということなのですが、介護保険事業計画というのがこの計画の重点を成すものになっておりまして、それを中心に進めさせていただきます。この法的な位置づけというところが最初に書いてございますが、平成24年から平成26年の3年間の計画期間とするというようなことがございまして、法的根拠といたしましては、老人福祉法第20条の8第1項および介護保険法第117条第4項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」並びに、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」この2つの計画が盛り込まれた計画となります。この計画の期間といたしましては、いまの第4期の介護保険事業計画が平成21、22、23年度という3年間になっておりますので、第5期の介護保険事業計画はそのあと3年間、平成24年度から平成26年度までの計画となっております。その法律につきましては、一応3ページ、4ページに抜粋を載せております。次に5ページを開けていただきますと、平成24年度介護保険制度の改正ということで、国がもう既にこういった改正案を出しているという内容がありますので、それについての概要を多少ご説明させていただきたいと思います。この内容につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める。というこれが大きなテーマになっております。内容といたしましては、大きく6項目ございます。1番目に医療と介護の連携の強化等。2番目に介護人材の確保とサービスの質の向上。3番目に高齢者の

	<p>住まいの整備等。4番目に認知症対策の推進。5番目に保険者による主体的な取り組みの推進。6番目といたしましては、もう既に報道などでお聞きになっているとは思いますが、保険料が上昇するのではないかということで報道もされております。そういうことについての保険料の上昇の緩和というのが6番目にございます。若干その内容について申し上げますと、1番目の地域包括ケアシステムのところでございますが、地域包括ケアについては、地域包括ケアを実現するため、5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必要であると位置づけられております。1つ目は、医療との連携強化という、24時間対応の医療とか、訪問看護やリハビリテーションの充実強化、また、介護職員による痰吸引などの医療行為なども考えられております。</p> <p>介護サービスの充実強化。これは在宅サービスの強化というものが盛り込まれております。基本的な施設サービスの基盤整理につきましては、現在の第4期介護保険事業計画の平成21年度から3年間で基本的に必要な整備が粗方進んでいったというような前提があるような感じでございます。</p> <p>3番目は介護予防の推進。4番目は見守りや配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など。5番目といたしましては、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備。これは今まで国交省と厚生労働省とのそれぞれの法律で整備があったわけなのですが、これを連携させようということで、法律の位置づけを整備していこうという取り組みになるようです。介護保険の計画につきましては、次のページにもございます。あと1の③には、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスなどの創設というようなことも言われています。これはどういうサービスかと言いますと、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と、随時の対応をおこなう、定期巡回・随時対応サービスを創設するというのがイメージとなっております。時間を決めた定期巡回、それとは別に緊急通報のような形で通報がきたときにその事業所から駆けつけるというようなイメージでございます。その次に1の③には、複合型サービスの創設というのがございまして、例えば、小規模多機能型居宅介護という事業所がございますが、それと訪問看護などを結び合わせまして複合型の事業所を創設するというようなイメージがございます。介護と看護を連携させていこうという事にもなってまいります。</p> <p>介護予防につきましては、介護予防と生活支援サービスの総合的な実施ということにつきましては、総合事業の導入というようなことがございまして、今は要支援1、2の方の介護予防としてのサービス形態と、それと別立てみたいな形で総合的なサービス体系を作りまして、介護予防と組み合わせるこ</p>
--	---

	<p>とで配食や見守りなどを組み合わせることで、新たなサービス体系を作りまして介護予防の事業所であります地域包括支援センターが、そのどちらかを選択するような仕組みを考えているようでございます。</p> <p>次、介護療養病床の転換期限の見直しということが⑤番目にございますが、現行の規定によりますと介護療養病床については、平成24年3月31日までに廃止するということが謳われております。現状といたしましては、平成18年に約12万床あったものが平成22年の6月時点では8.6万床というような規模で、転換が進んでいない現状があるということがございますので、方針といたしまして現在、存在するものについては一定期間転換期限を延長するということがこの改正に盛り込まれております。</p> <p>大きな2の1番目には、介護職員等による、痰の吸引等の実施ということがございますが、これは現状といたしましては、痰吸引、経管栄養などは医療行為に該当し医師法等により医師・看護職員のみが実施可能であります。例外として一定の条件下がありますが、そういう条件下においてヘルパー等による実施が容認されているというような状況がございます。このことについて、再度、職員等が痰吸引等の実施ができるようにということでの法整備を行おうとするものでございます。これにつきましては、平成22年9月26日に総理大臣の指示ということで介護人材の活用のため、在宅・介護保険施設・学校等において介護職員がたんの吸引や経管栄養等といった日常の医療的ケアを実施できるよう、法整備の検討を早急に進める事という指示がございまして、それに向けて法改正を行うとするということでございます。その次には、介護福祉士の資格取得の見直しというのがございまして、これも平成19年の法律改正におきまして介護福祉士の質向上を図る観点から、一定の教育課程を経たあとに国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化することで、平成24年度から施行予定だったものでございますが、現状を勘案する中で今後の対応としましては、介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって受講しやすいものに再編成するとか、とにかく現場職員が受講しやすいような形態を見直すという中で、介護福祉士の資格取得方法の見直しについては、その法律の施行を3年間延長するということで平成24年度ではなくて現在平成27年度にしようということで、法改正が行われる予定です。あと、事業者に対する労働法規の遵守というようなことで、介護事業を営む社会福祉関係の事業は全産業と比較して、労働基準法等の違反の割合が高いという現状がございまして、事業者による雇用管理改善の取り組みを推進するため新たに労働基準法等に違反して罰金刑を受けているものなどについては、指定拒否等を行う事とするというような内容が盛り込まれているというような事でございます。</p> <p>あと、高齢者の住宅の関係につきましては、これはサービス付きの高齢者住</p>
--	--

宅と介護保険の連携というようなイメージを考えているようで、住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能となるように、入所型の施設サービスを今まででは作ってきたわけなのですが、今後はサービス付きの高齢者住宅というものと、先ほど出てまいりました24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスなどを組み合わせることで住み慣れた地域で暮らせるような仕組みを作っていくこうというような考え方であるようです。

あと、保険料の上昇の緩和ということにつきましては、これまで県によって時期は違うのですが、介護保険が始まってから県で財政安定化基金というものを積み立てています。県が積み立てているというよりも各市や町が助成金を出して積み立ててきたという財源がございます。それを取り崩すことによって保険料上昇の緩和を図っていこうというような考えがございました。あと、保険料の上昇ということに関しましては、国の試算によりますと現在の介護保険に必要な介護費用として、約8兆円が必要になっておりますが、これが団塊の世代が75歳以上になる2025年には8兆円が19兆から23兆円というような試算を国ではしております。このような中で介護保険の維持そして保険料の上昇を抑えていくというようなことが検討されているというような状況がございます。

次に6ページでございますが、今回の計画策定の進め方ということで繰り返しにはなりますが、本計画24年から26年の策定に関する基本的な考え方は、「地域包括ケアの推進」とされています。それにおきましては、日常生活圏域ニーズ調査を実施するという前例がございまして、この調査のメリットということを書いてありますが、日常生活圏域の課題の明確化、計画策定に資する客観的基礎データの整備、介護予防事業対象者の把握等があげられています。この計画策定にあたりましては、下の図の介護保険事業計画とプラス印の右側にもございますが、認知症支援策の充実や在宅医療の推進、高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備、生活支援サービスの4点を盛り込むことについて検討する必要があるという状況がございます。基本的な調査の考え方といいますのが、日常生活圏域、これは国のはうでは30分以内に行ける範囲という考え方をしておりますが、どの圏域にどのようなニーズをもった高齢者がどの程度生活しているのかということをまず捉えて、それにふさわしい計画を作っていくこうということがございます。

最後に今回の計画策定の基本的なスケジュールでございますが、まず1回目本日会議を開いていただきまして、その上でこの日常生活圏域のニーズ調査を行う事としております。その調査ができましたらその調査結果をまとめます。たぶん9月下旬頃になるのではないかということで、9月下旬にはアンケート調査結果の報告、そしてサービスの現状と課題などをご報告したいと考えております。10月下旬にはアンケートの分析や給付分析、そして事業

	<p>量推計結果などを踏まえまして第1回目の計画素案をお示しできたらという風に考えております。その内容が順調に検討していただきますと、12月頃にはより完成度の高い計画素案をお示ししたいと考えておりますし、その頃にこの素案に了承いただけるようでしたらパブリックコメントを実施いたしまして、順調に進めば2月上旬頃には、計画素案についてパブリックコメントの結果を踏まえて計画素案を固めていきたいと、このような大まかなスケジュールを予定しております。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま資料に基づいて事務局から新居浜市高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定についていろいろ説明がございました。例えば、平成23年9月に第2の審議によって平成21年から3年間、また平成24年から27年度にかけて等々、資料に基づきましてただいまのスケジュールに至るまでのご説明をいただきました。委員の皆さん大変理解をしていただくのに大変と思うのですが、ご意見ご質問をお聞きしたいと思います。どなたからでも忌憚のない貴重なご意見をいたしますので、よろしくお願ひいたします。お考えになっていらっしゃることを表現してくださいませんか。</p>
委員	<p>今いろいろご説明をいただいたのですが、国の方針に従ってアンケートをとって計画を策定するということですね、簡単にいえば。7ページのスケジュールですが、どこで私ども協議会の委員は参画をさせていただけるのですか。</p>
会長	<p>これにつきましては、基本的な進め方ということでご説明いたしましたが、委員の皆さんは忌憚のないご意見といいますか、いろいろお考えになつてのことにつきましては、きょうを含めその会の度に、もしこの会の回数で足りなければもう1回増やすとか、その日程的なことも含めましてご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>いいですか。今までのこの協議会をみていると前から意見を言わせていただいているのですが、年に2回くらい形だけの会議をやって済ませられていますね。もっとそれを本当に協議しようという意見をこの前、出させていただいたと思うのですが、実質は全然開かれていない。だから、そういうスケジュールでやられるのならいろいろ問題はあるかもしれません、できるだけ参画をさせていただいて意見を言わせていただきたい。本来コンサルタント会社に頼まなくとも、新居浜市にもいっぱいいろんな経験者がいるわけです。そういうことも含めてご検討いただいて、できるだけいろんな経験を持たれた方、いろんな分野の方がおられる訳ですから、そういう人も意見の言える場所、これでいえばアンケート結果がまとまったところでもその結果を聞い</p>

	て自分達でも考えてみたいし。そうしないと黙っていたらスッスッといきそ うなので、一言お願ひをしておきます。
会長	ありがとうございました。いつも貴重なご意見をいただいて2月ということ もあったのですが、諸々の計画がきちっと皆さんお集まりいただいて十分ご 意見がいただけるような形でこの会も開きたいというのもあります、その うちにあのような大きな地震とかがありまして今日になった訳ですが、これ からは大事な事についての計画立案は全て委託業者さんにお願いするという のではなくて、その中に我々の意見を十分に入れたいと思いますので、これ だけいま説明をしていただけてそれについての感じとか意見もあるはずでござ いますので、皆さん十分事務局のほうに言っていただいたらいいと思います。 それから、これだけの方が集まつていただくというのもあれなのですが、事務 局のほうでは、お一人お一人貴重なご意見がありましたら、どうぞご自由に事務 局まで出向いていただけておっしゃっていただいたら、お聞きして くださるそうでございますので、それも含めてお知らせしておきますので、 こういうような会を開いてちゃんとするのも今聞き入れてくださったみたい なのですが、今後この策定にあたっては十分気をつけてください。お願いい たします。他にありませんか。ただいまのようなご意見でもなんでも結構で すので、この説明をいただいたことについて、あるいは資料を拝読していただ いてお感じになつたこと、いろいろございましたらどんな事でもよろしい ので。
委員	私はあまり知らないことが多いのですけど、でも昔の事を言つたらおかしい のですけど、市の考え方、私が若いときからずっと市はあまり法的に縛り付 けたようなことはないという事を市民の皆さんにはそういう風に言われてき たと思うのですけど、これはもう全部法的に縛り付けたような文章ばかりで、 非常に侘しく思いました。少しは皆さんの気持ちを聞き入れてくれるよう ことがあっていいのではないかと思うのですけど、全部法律で法的に第何条、 何条とこういう文章にしないといけないのかなと私は思うのですけど。
会長	ありがとうございました。やはり新居浜のニーズをいかに活かしこの計画に 盛るかというようなことをもっと積極的にしてくださいというようなご意見 かと思いますので、これも踏まえて計画の中にお願いいたします。上からこ うしなさいと命令的とか指令的とか決まりではなくて、やはり活きた新居浜 市民の側にたって、そのようにするためにには皆さんおひとりおひとり確実な いろんな希望、意見を言っていただかないと事務局の考えに任したようにな りますので、どうぞふるってご意見をおっしゃってください。この会に出て

	いただいたなら、おひとりおひとり意見を言っていただくことになっておりますので、最後までには全員言っていただくことになっておりますので、そのようなつもりでご出席をお願いいたします。
委員	平成 21、22、23 の 3 カ年で緊急基盤整備が行われたと思います。それと第 5 期の前倒しで老健と特養を増やすようになりましたけど、そういうことで現状はどうなんだろう。それに基づいて今後どういう風な計画を進めていかないといけないのか。それとこの制度改正にあたって國の方針ですけど、ではこれを全部新居浜が導入するわけではなく、新居浜独自のその中でこういうものを力を入れたいものがこういうものだとかいうある程度の特色あるものを出さないといけないのではないかと思いました。それともう 1 点は、この東日本大震災があつて新聞の記事に 2 ~ 3 回出たのですけど、福祉避難所という指定は新居浜市はしていないですよね。8 市町だったかな。新居浜はやっていないですね、そういう高齢者とか障害者の避難場所、第 2 次避難場所、専門的な避難場所というのは指定されていません。そういうのもこういう震災にあたって、やはりなかなか一般の避難所では障害者とか寝たきりのお年寄りとかが対応できない。その中でそういうのを確保していくかというのも計画の中で、ちょうどこういう大震災があったのですから教訓として、そういうのも考えていかれたらどうかと思います。
会長	ありがとうございました。大変貴重なご意見でした。これを基準にして新居浜市はどうなのだろうかといま一度立ち止まって皆さんのが認識できていないのではないだろうか、それからまた福祉避難所があるのだろうか、一般の健常な人と比べてどうなのだろうか、どこにあるのだろうかというのを改めて民側できちっと確かめてから進んでいただきたい。とても貴重なご意見ありがとうございました。
神野部長	すみません、会長よろしいでしょうか。福祉避難所の関係です。福祉施設の改修あるいは改築です。今後 10 年間どういう風に進めていくのかというのを一昨年、論議をしてまいりました。慈光園については幸い今年完成ということでおざいます。次は若宮保育園、若水乳児園、非常に老朽化しております。両園を合築した形で若宮公民館の敷地内に建設しようということで、いま設計に取り組んでおります。それと同時に平成 24 年度に建設開始をと考えておりますが、心身障害者福祉センターござります。これも本来であれば新築という風な方向での要望はいたしました。ところが、その 10 年間というスパンの中では大規模改修という位置づけに結果的にはなりました。4 月以来、事業者の方あるいは指定管理の社会福祉協議会等々と会議を持っていきますけれ

	ども、その中でやはり東日本大震災という現実の中で障害者の方、高齢者の方、弱者が非常に困っているという現実、こういったものを踏まえて心身障害者福祉センターの大規模改修にあたっても福祉避難所の視野に立った大規模改修をしていきたいという考えであります。その辺りは、障害福祉計画の方でも今年同じように策定いたしますが、盛り込んでまいりたいという風に考えております。
会長	ありがとうございました。ただいま市のほうから大改修を含めた中で、弱者をベースに考えて色々と行っている2件について、若宮とか身障者センターを中心にというお答えがございましたが、その他にご意見ありましたらよろしくお願ひします。はい、どうぞ。
委員	ちょっといいですか。今の件なのですけれども、実際、東北で震災にあわれた方が避難所はあると。前もってちゃんとメモもらっていたと。でも、障害者であるとかそれから寝たきりの方、行こうにも行けない。もちろん車なんかも走っていないし、だから見殺しではないけどそういうような感じになったらしいです。それで、施設はあるけれどその施設に行くまでに前もって、もちろん台風のときなんか消防自動車がまわって来てくれたのですけど、いま現在、新居浜市としてはどういう風に考えられているのでしょうか。
会長	お答えください。
神野部長	はい。当然のことながら施設だけ整備してもそこまで行き着けなかつたらなんにもならない。避難所が水につかったらもうどうしようもないわけです。災害時に対して、要援護者をどう避難させるのかという計画も当然のことながら必要になってまいります。今言われました障害者の方、高齢者の方をどういう風にして移送するのかというご意見だと思いますけれども、これらも含めて地域防災計画の中で考慮していくべき事項と考えております。どうするというお答えはできませんけれども、考え方としてはそういう感じです。
委員	アンケートを先に読ませてもらったのですが、14ページの避難場所のことをご存知ですかと書かれているところに、「知っている」というのに○は書いてもやっぱり今おっしゃったように実際行けない。そうしたら、そのところにもう1つアンケート欄があつたらいいと思いました。場所はどこか知っています、それとまた自分はどういう風にして行くかという欄があつたらいいと思います。
会長	ただいまのをよくお答えください。

	神野部長	このアンケートにつきましては、この次に説明をいたしますので。
	会長	ではここまでですね。先ほどの事務局のご説明について諸々のご意見をお伺いしたいと思います。
	委員	お伺いしたいのは、この調査票ができてからこの流れを決めていくというような事の説明だったと思うのですが、普通に考えてなかなか調査票があがつてきてすぐにこれだけの国が出てきたものの5点に関して、即対応とはなかなか、いろんなサービスが、メニューが誕生すると思うのです。医療も入っていて在宅医療にまで言及されているので、普通に考えてこの調査票を待たずしても市の側で既にこういった案があるのだというようなことを、いま現状でも問題があがってきてたぶん介護福祉課さんのほうではご存知なことであろうというものがあると思うのです。だから、その上で本来もう既にあるのではないかと思うのです。そして尚、この調査票などで追って計画が明確になってくるのだろうと思って、そのはざまの市側がどういうことを考えられているのかというようなことも、もう少し私たちに伝わるとまたそれに対応できる意見なりが運びやすいかと思います。
	会長	ありがとうございました。ただいまの意見についてお答えください。
	事務局	まず今の状況ですが、いま現在は第4期の介護保険事業計画の最終年、3年スパンという形で動いていますので、そこに最大限の力を注いでいるという状況がいまの状況です。尚且つ国の改正につきましては、先ほど項目以外に多少説明をいたしましたが、私どもの持っている資料はこれが全てという状況でございまして、実際にこれが具体的にどういう風に組んでいけばいいのか、どこまで認められるのか、それはまだ何も示されていないというのが実状というような状況なのです。確かに高齢者の住まいの問題とか医療や介護の連携という問題は、当然いま実際の問題として個々の具体的なところで困っている事例でありますし、そこはなんとかしていかないといけない。ただなんとかしていこうとしたときに医療機関をなんとかすることは私たちもできないし、尚且つその連携といつても介護保険サービスと医療サービス、看護ステーションだったり、その介護サービスと医療として入ってもらえるところを接点を結んでいこうという所のものしか出してもらっていないというところもございます。そういうところは市としても、できるだけ連携をとつてもらうようなことはお願いもしておりますし、その努力もしていこうとしているのですが、具体的にどう語りかけていくという計画は今後の第5期の

	計画の中で考えていくということでいかざるを得ないというのが今の実状です。
神野部長	委員さんがおっしゃられているのは、たぶん次回の日程が9月下旬となっておりますけれども、その時点でアンケート調査結果も含めて新居浜市の現状と課題といったものを出す予定にしておりますけれども、それよりも先にアンケート調査結果は9月になってもその前に例えば7月とか8月の時点で新居浜市の高齢者保健福祉サービスの現状と課題はどうなっているのかと。そこからどういう風な方向性を見していくのかという議論が必要なのではないかというような意味合いでございますか。
会長	そういうことでしたよね。
委員	はい。
神野部長	確かに国の動向というのは見えづらいし、先週の金曜日だったか、衆議院の委員会を通ったというようなニュースは見ましたけれども、そのままいくのかどうかというのはわかりづらいという部分もございますので、それは当然見守っていかなければならないわけなのですけれども、そのアンケート調査結果ができる前に新居浜市の現状と課題といったようなものを、一度7月とか8月とかにやってみてはどうかというようなご趣旨でよろしいですか。
委員	そういうことです。例えば在宅医療の推進と書かれてあつたら、たちまち医師会の先生方にお願いをするというようなこととか、すべきことがあがってくると思うので、間に合わそうと思ったらそういう事前にすべきことが見えてくるのではないかと思ったのです。大きい問題すぎて今言われたように医療機関をどうのこうのなんてできるわけないと私も思うのです。だけれども、そこの医師会の先生方に私たちでお願いするとかいろんなやり方はあろうかと思って、結果はどうであれできることに対して参加していくような事がそういう風なことを今おっしゃてくださったことから見えてきて動きがとれるのではないかという風に考えたいと思います。
委員	このままだつたら進まないと思いますので。結局さっき委員さんもいわれた、やっぱり現状の分析をして課題を出してということが私どもも本当はしたいです。だけど一番最初の工程表の中にこの平成23年度は見直しをして審議をする期間だということですから、ある程度これはしょうがないです。なかなか平成22年度くらいまでの分析が。まだ一応平成23年度までが継続なんで

	す。だからなかなかすぐに答えを出せというのも難しいかも知れないから、今日一番の議題はおそらくこんなアンケートをとっていいのかというのが議題だと思うので、これに入っていただいてこのアンケートの中身をどうするかというところで、先ほど出たような意見を織り込んでアンケートがとれるかどうかと、そういう話になると思うのです。そういうことで最初に進めていただいたらどうでしょう。
会長	はい、わかりました。不手際ですみません。ただいまたくさんご意見をいただいてありがとうございました。委員さんからいただいた意見が基になるとと思うのですが、現状を踏まえた上で次にアンケートとかニーズを皆さんに聞いてそれからするのではなくて、前もって自分の確固たる新居浜の考えをもってからそれにあたってはどうかというようなことだったと思いますので、皆さん先ほどのご説明についてはよろしいでしょうか。
全員	はい。
会長	はい、ありがとうございました。それでは続きましてアンケート調査についてのご説明を事務局お願いします。
事務局	<p>それでは引き続きまして、アンケートについて説明をさせていただきます。お手元にお送りしていると思いますので、アンケート調査は厚生労働省が示しました日常生活圏域ニーズ調査の8問を基礎にできるだけ多くの方から返送してもらって実態の把握をしたいということがありますので、見守りや前回のアンケート結果と今回の結果を比べて変化の分析をしなければならない項目に絞り込んだ4問を追加し合計12問となっています。</p> <p>それでは、アンケート2ページをご覧ください。この日常生活圏域ニーズ調査は、「どこに」、「どのような支援を必要としてる方が」、「どの程度生活されているのか。」を把握するためのもので、調査対象者は平成23年度6月1日現在、65歳以上の方で無作為に抽出した4,800人となっております。アンケートの3ページから6ページをご覧ください。問1は「あなたのご家族や生活状況について」問2は「運動・閉じこもりについて」の項目になります。続きまして7ページから9ページをご覧ください。問3は「転倒予防について」問4は「口腔・栄養について」問5は「物忘れについて」の項目になっております。問6は「日常生活について」問7は「社会参加について」問8は「健康について」の項目になっております。ここまでが厚生労働省が示した項目になっておりまして、これらの調査結果の項目を選んで抽出することにより要介護認定者数の推計や在宅高齢者の生活実態、要介護状態になった</p>

	<p>原因、生活支援サービスの必要性などの実態が客観的に把握できるため、より実態に則した効果的な事業計画を策定することができます。続きまして、13 ページから 16 ページが市独自で追加した項目になります。問 9 は「生きがい等について」問 10 は「近所に買い物ができる店があるかどうか」問 10 の 2 は先ほどお話がありました「お住まいの地域の避難場所をご存知ですか」という項目になっております。問 11 は見守り体制の見直しを進めていますので、地域との交流や支え合い活動とそれに伴うプライバシー保護についてのご意見をお聞きしています。問 12 は介護保険のあり方や地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについての項目となっております。以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございました。ただいま 12 間のテーマそれぞれに市独自のテーマも入れましてご説明がありましたが、ご意見ございませんでしょうか。
副会長	最初のところの記入に際してのところで、65 歳以上の方で無作為に 4,800 人と書いてあるのですけど、65 歳以上の方ですと介護保険を例えれば認定受けおられる方、受けておられない方、かなりアンケートをとったときに回答が違ってくると思うのですけども、その辺りもやはり状況を勘案してアンケートをとるというのは難しいのか。無作為に例えれば電話番号でヒットするとかそういうやり方でされるのでしょうか。
会長	お答えください。
事務局	前回の調査、第 3 期～第 4 期のときにはそういう調査方法をとらせていただきました。今回なぜそういう方法ではないのかということなのですが、実はこの問 1 ～問 8 までが国の設定項目であるというところもございまして、この設定項目というのが、国が考えている対象者というのは要介護者よりもこれから介護が必要になっていく方々、まだいま自分で生活ができる方々を基本的に考えている。ここが介護予防に重点を置いたという考え方で、この調査によってどの圏域にどの程度そういうニーズをもった人がいるかというそのニーズの考え方は、基本的にどういうことができてどういうことができないのかということを調査しようという国の考え方になっています。全体の調査をしていこうと中で、特にもう介護が必要になっている方にそういう類の調査を集中的にする理由があまりないというのがあるようです。これは何故こういう調査になっているかと言いますと、実は厚労省のほうに和光市という所から出向されている方がおられて、この和光市では要介護者の出現率というのをこの調査によって過去ずっととってきたということで、今後の

	要介護状態、どういう人数で要介護者が出てくるのかというのを推計しながら将来的な設計をしてきたという、それを全国でやりなさいというのが、いま厚労省が進めようとしているそういう話なものですから、この調査についてもこれから要介護者がどういう風にでてくるのかというのをこの調査で推計しようという目的になっています。そういうことからしていくと、この調査自身がいま既に要介護状態でどんな希望があるのかという調査が目的になつてない部分があるので、こういう一括した調査の方法になつていかざるを得ないという風に考えています。
委員	今の説明だと、問8までは結局国の基準でやって国が同じデータを集計しないといけないから、これをいじりようがないと解釈したらいいのですか。
事務局	はい、申し訳ないのですが、この問8までについては変更のしようがないと。
委員	そういうことがわからないからお話したのですが、例えば3ページの問1選択肢2があります。「家族などと同居」というのが、もう2の問には答えられなくなっているのです。実際はここにすごく問題があるのです。85歳のおばあちゃんを60歳の長男が看ている。それに実際長男は全然親を見ないとか、いつも仕事に行って放ってあるとかそういう実態があるわけです。だから私はここでいろいろ意見を言わせていただけるのであれば、こちら辺が変更できるなら、ぜひこの2の方も下の2に答えて欲しいということできたのだけれど、今のお話を聞くと問8まではいじりようがないということですから、そういうことで、では問9からあとに何を入れるかという話をするしかないですね。
会長	お答えください。
神野部長	委員さんが言われたのは、問1の1で2番「家族などと同居」を選んだ方については問1の1-1、1-2を答えた上で問1の2に進んでくださいという意味合いなのです。問1の1で1番の「一人暮らし」、3番「その他(施設入居など)」の項目については、問1の1-1と1-2は答えなくていいけども問1の2に即いてくださいと、飛ばしてくださいという意味です。
委員	そういう風に解釈するのですか。
神野部長	申し訳ありません。この書き方がちょっと誤解されるかもわかりません。

委員	<p>飛んでしまいますね。このままいったら。そういうことであればそれはいいのですが。そういうことで、皆さん意識が確認できたら問9からあとだけの話にしましょうよ。</p>
会長	<p>そうですね。そういう意見もあるということで、ではいま委員さんの方からご意見をいただいたのですが、このアンケート調査についての事務局の説明を聞いた上で次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですね。そうしたら、計画策定のスケジュールおよび日常生活圏内のニーズ調査票について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>問9以降ということですね。まず問9の質問につきましては、これは過去の質問と同じ質問をしております。これまでの経過をみて変化もみたいというのもありますてこの質問をあげております。問9はそういう内容でございまして、問10、問11の質問につきましては、現在高齢者の見守りということについて市全体での協議を進めております。これは今の高齢者見守り体制というか見守り推進委員さんをお願いして、地域で見守りをしていただいている状況についていろいろ意見がございまして、その見守り推進委員さん自身が高齢化していく中で次に代わってくれる人がいないというような状況もございまして、今後この形態が続けられるのかどうかというそういうところに踏み込んでいかざるを得ないという状況がございます。そういう協議をしている中において、ひとつの考え方として特定の人に見守りをお願いして見守りを守っていただける体制が続けられないとしたら、どうやっていくべきなのかという中で、地域全体でお互いに見守っていこうという体制が整えられるのであれば、そういう形をとることで今後の見守りというができるいくのではないかというような思いがございます。問10はひとつ置いておきましょう。問11がその見守りの話で、ご近所での付き合いとかあいさつをする状況があるのかということをまず教えてくださいということが、問11の1でお聞きしまして、問11の2、3では民生委員さん等に個人情報を伝えて見守っていただくことについてどう考えているのかというのをお聞きしているような状況です。問10に戻りますが、今ご近所に買い物をする場所があるのかどうかということが国でもひとつの政策の中で考えているところがありまして、新居浜市においても食材とか日用品の買い物ができる状況はどうなのかというのをお聞きするような質問をあげています。問12につきましては、基本的に第4期の介護保険事業計画の中で、入所施設の整備を他市に比べて一気に進めていっている状況がございます。これは入所待機者が非常に多いということがございますので、どんどん増やしていっている状況なのですが、その状況がありながらもその入所待機者の数が減っていない状</p>

	<p>況があります。どういうことかというと、入所施設に入りたいという希望が全然減っていない、どちらかというと増えている可能性もあると。そういう状況の中で、当然介護サービスを増やしていくことは介護保険の保険料を上げていくことに直結していくということもございますので、そのところも意識をお聞きしたいです。介護保険の保険料が上がったとしてもそういう整備をしていくとか、サービスを向上させていって欲しいという要望が強いのか、ある程度その介護保険の保険料を抑えながら考えていかなければいけないという意識なのかということをお聞きしているのが問12です。問12の一番最後の3には、高齢者が暮らしやすい状況のために今後、高齢者福祉全般を通じてどんな分野でのご希望があるのかというのような問を入れております。問12の2に包括支援センターの認知度という状況も聞いております。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。この問9以降に私たち委員としての意見をどっさりとつていただいたなら新居浜らしさが主にでるのではないかと思いますので、どうか皆さん忌憚のないご意見をお願いいたします。
委員	皆さん考えられている間に思いついたことを。7のところで、国のだからいじってもしょうがないのですが、6ページの問2の7です。外出を控えている理由の中に、交通手段が無いというのが結構新居浜では問題大きいです。そういうことが本当はここへ入れてもらいたかったけれど、いじりようがないとおっしゃるから暮らしやすい一番最後のページの問12の3のところへ交通手段のことをやっぱりアンケートとしてはデータをとっていただきたい。今デマンドタクシーとかやってますけども、やはり皆さん外出を控えられているのでチェックは多いと思うのです。そういう項目はぜひ入れていただけたらと。
会長	よろしいでしょうか、事務局さん今。
委員	意見ですから、あとは検討していただいたらいいです。
事務局	ちょっと検討しかねるところがあるのですが、この要望について交通機関について入れるとすればどういうような問としてなのか。暮らしやすくするためにどういうことに力を入れて欲しいという中に交通手段の整備ということでしょうか。
委員	行政に対して今後どのようにして欲しいかということですから、やはり出やすくする交通手段とかの項目とか、先ほど委員から出た災害時の避難場所と

	かいうそういう項目も増やしていただいて。
会長	<p>よろしいですか。いろんな意見があると思うのですが、私は中萩なのですが、旦ノ上とか萩生の向こうの方はまわりにスーパーとかがないので下まで下りてくるのに、まずは歩けないし独居でいるから買い物にも行けないし、来てもらっても遠い、足がないというので困っている人が多いのです。いま本当に若い人は1週間に1回帰ってきて、独居の両親とか介護者が買い物をしないといけないです。11号線まで下りてこないと店がない。そういうようないま委員さんがおっしゃったような足というか、デマンドタクシーとか出しているといつてもそこまで行けないというのもあって、わりと朝とか晩とか出ている頻度も少ない。朝とか晩とか3時とか、それからそういう利用できる範囲も受ける側にたってどうしたらいいかというのを踏まえていただいての調査をしていただいたらと思います。</p> <p>その他、一度も言っていない方どんどん言ってください。</p>
委員	私は本当に基礎的な一番はじめの言葉がわからない。言葉でパブリックコメントの実施というところ、どういう意味かわからないのと保険料算定のワークシートということもわからないのと、それから法的位置づけは全国統一するに必要なことだらうと思いますし、プラス新居浜らしさを付け加えたらしいと思うことで、アンケートのところに出ていましたのでこれはいいと。アンケートに入るまではそれを思っていました。お尋ねするのは、ちょっとわかったこともあったのですが、このカタカナの言葉のところでちょっと、いくら上がるのだろうかとか、金銭問題をいって悪いのですが。
事務局	保険料算定のワークシートというのは、国が示してくる作業表のようなもので、給付がこれだけあります、高齢者がこれだけいますとか、そういう基礎数値を入れますと保険料がいくらいりますというような答えが出てくる。当然、所得状況も入れないといけないんですけど。項目として基礎的な数値が求められているものがいくつかあります。それを埋めることで保険料をいくらくらいの設定にすればいいかというのが自動的に出てくるという、そういう表になります。そういうのがワークシートとして国から示してくるので全国的にその表を使って基礎数値を入れたら、自動的にあなたのところの自治体は平均保険料をいくらもらえば保険財政がやっていけますという答えが出てきます。
委員	新居浜市の場合、現在の保険料からここで示された保険料とすると差し引きどれだけ上がりますとか安くなるとかいうことは、まだわからないのです

	か。
事務局	差し引きの話は、出てきた保険料から今の保険料は決まっていますので、今の保険料と比べていくらくらい上がりますという答えが差し引きででてくると。だから平成24、25、26年にもらわないといけない保険料が出てくるという話になるのです。結局、給付がどのくらいいるんだろうという人は当然いるのですが、高齢者もどの程度人数が増えてくるだろうと。それでその人たちの所得状況はどうだろうというようなことを入れますと、では保険料はこの金額にしないとやっていけませんよという、そういう表がワークシートになります。パブリックコメントというのは、基本的に市民の皆さんに新居浜市が時々お出ししていると思うのですが、意見を募集しますと。公民館に計画書の案を置いたり、支所に置いたり、担当課の窓口に置いたり、ホームページに内容を載せたりしまして自由に意見を求める、そういう制度です。
委員	すみません。
事務局	保険料に関して言いますと、一番身近なのは国民健康保険料と介護保険料だろうと思うのです。国保料と介護保険料の料金の決め方の違いというのがあります。それは何かというと、国民健康保険も介護保険も当然給付が多いと保健料も高くなるというのは間違いないことなのですけれども、国民健康保健料については、市の一般財源、ですから政策的な判断で国保料を下げましょうということができるわけなのです。ところが、介護保健料については全国一律のいわゆるワークシート、算出式の中で求められますから市の税金というのは投入できません。そういう違いがあります。
委員	すみません、料金のこと、すごくお金のことを聞いて。
会長	なんでも聞いてください。どうぞ。
副会長	パブリックコメントなのですから、確かに何かあれば大抵パブリックコメントを求めますとあるのですけど、よくあるのは気が付いたらいつの間にか終わっていたとか、あまりそんなパブリックコメントをしていたのを知らなかつたとかいうのがあるのですけど、その辺りの周知ですよね。あまり誰も知らずに終わってしまうと本当に形だけやりましたということになてしまうと思うのですけど。
会長	貴重なご意見ありがとうございました。周知徹底させるということをお願い

	いたします。
委員	これとは別になるのですけど、こういった今から計画を立てていく中で、いま現状はケアマネジャーさんたちが十分、相談業務を担いながら計画を立てていて、たくさんの事例をもっておられるのです。何か今の現状のもので不備があるかとか、これを足すとこういう風になるのにというようなことを一番よくご存知だと思うので、これとは別にケアマネジャーさんたちへのアンケート結果などというようなことがあれば、①のところがより具体的に私たちに見えてくると思ったのです。ケアマネジャーさんがやっぱり一番ですかね。地域包括の方もこんな事例であるとか予防給付のほうもされているので、そこら辺の情報があればなおいいと思いました。
事務局	ケアマネさんへのアンケートというのは、具体的にいま用意しているものがないので、またケアマネ協議会もありますのでご相談してみます。
会長	よろしいでしょうか。ケアマネの方にも現状を聞いてみて取り入れるということをして欲しいという希望でございますので、よろしくお願ひします。
委員	健康についてのところなのですが、お薬とか病気はあるかとか、薬は何種類飲みますかというところまで掘り下げているのですが、いま私たちが仕事をしているグループホームで一番大切にしていることは、介護方針として水分摂取量、水分を一日どのくらい摂っているのだろうかとか、便はどのくらい出ているのだろうかとか、何日目だとか、血圧を測ってそういった健康チェックも心がけます。ですから地域の方、在宅の方はどうなのだろうかとこれを見直したときに、ちょっとした具体的なところもあったらいい方向を向いていけるのではないかと健康面について思いました。
会長	ありがとうございました。具体的なことも若干入れて欲しいということですので、考えてください。その他にありませんか。
委員	在宅介護支援センターについては、どこにもあらわれていないのですが、これは何でしょう。
事務局	在宅介護支援センターという独立したものがいま現在、法的なものとしてはないと。実質的には地域包括支援センターを中心としたボランティアとして活動していただいているような状況。ということから地域包括支援センターの活動の中で大事な機能をしていくのではないかと考えております。在宅介

	護支援センターというものを取り立てていくというのは、今のこの法整備の中では難しいのかという気がします。
委員	市としては、在宅介護支援センターというのは、ただのボランティア的役割だけというような捉え方ですか。
事務局	結局、費用的にはそこから出でていないということがございまして、実質的な活動としては。
委員	国としては廃止しましたよね。
事務局	はい。自前の財源を用意してされる分には全然止めたりはしないのですが、そのことを求めていくのは難しいのかなと。
委員	ただ、例えば元気な人の相談業務的なものもずっと歴史的にやっているではないですか。そういうのもある中で。
事務局	はい。これについては地域包括支援センターのブランチ業務の中に当然そういうことも盛り込まれたのですが、それが地域包括支援センターのブランチとしての活動なのか自分たちの第一体制の実践なのかという分離は非常に難しいかなと。
委員	ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。たくさん意見をいただいたようですが、貴重なご意見がありましたら、また事務局のほうでご連絡をしていただきたいと思います。
委員	ひとつお願いしていいですか。
会長	はい、どうぞ。
委員	最初に出ました、この平成 21 年度、22 年度、23 年度のあれで、小規模特養とかグループホームとか多機能型のあれをいくら作るという話は出て、平成 23 年度も今回決まったようですがこれに対して介護人材の確保ということを進めていくには、これもやっぱり解析がないとできないです。やっぱり先ほどもケアマネジャーさんのアンケートもという意見が出たのですが、事業

	<p>者さんに対して本当にいま新居浜で人材が確保できるのか、これは真剣に考えてもらいたいと思います。この3年間の計画は全部あれすると、例えば小規模特養のお泊りの9人のベッドも入れると458くらいになると思うのです。例の経済緊急対策の50ベッド増やすのも含めたら。正直言って新居浜に今の人手あれば介護する人がおりません。だから施設オープンできない事業者さんが、この前、何年か前にありましたよね、1回市が認可したのに取り下げてこられた事業者さん。こういうことが起こりうると思うのです。そこら辺を平成23年度は無理でしょうけれども、平成22年度まででも現実に走られているところは、人材の確保が本当にできるのかと、そういうことをやっぱり行政としても事業者任せという時代では今ないと思っているのです。本当に人がおりません。これをきちっと伝えていかないと最終的には施設ができなかつた、なんとかしろといって行政に最後はいてくるだけですから。やっぱりきちんと事業者さんが手を挙げてやってくれようとしていたら、それに対して行政として応援をしないと、もう民間のことだから自分でやりなさいということでは今は思っていません。正直いっていま新居浜のハローワークだけでも介護職員だいたい100名くらいずっと求人が出ています。これは公表されている数字ですから構わないと思うのですが、それぐらい募集がかかっているのです、新居浜で。これからまだどんどん施設が増えていったら人がいないです。ここももう少し介護の世界に入りやすくする何か手立てを一緒に計画で考えていかないと大きな問題になるかということで、問題提起だけをしてできれば事業者さんのそういう考え方を行政としてはきちんと握っておいていただきたい。お願ひします。</p>
会長	ご検討ください。その他にないようでしたら、この日程表は皆さんご了承願えますでしょうか。ありがとうございました。諸々いただいたご意見を参考にして十分取り入れていただいて決めていただくようによろしくお願ひいたします。それでは、その他事務局から何かござりますか。
委員	すみません。その他として1つ、これは答えていただけるかわかりませんが、去年の暮れくらいにマスコミで介護保険サービスが使えない人がどれくらいいるかというのを、全国の地域包括支援センターにアンケートをとりました。3,000の地域包括支援センターに。その結果はトータルとして38,000の方が、介護保険が使えない介護保険難民がいるという数字が公表されました。新居浜の地域包括支援センターでそういうアンケートに答えられているのなら、新居浜には何人くらいその介護保険サービスが使えない人がおられるのかという数字を教えていただきたい。

事務局	昨年のそのアンケートは、たぶん全部の市町村に出したかどうかというのも分かりかねるのですけれども、こういったことで答えてくださいみたいなところできているアンケートはあります。新居浜市でそのアンケートがきた記憶は定かではありませんが、新居浜市の中で介護保険の難民が幾人いるかというようなところはなかなか掴みきれていないと思います。というのは、当然介護保険を使う場合には、65歳以上の人でそういった要支援、要介護度があるというようなことで家族の方が申請するとか、本人が申請するとか周りの人がああいう状態であれば申請したほうがいいのではないかとか、そういったニーズの掘り起こし的なところから始まっています。それでまた本人さんに言っても「私はそのような介護サービスはいらないとか使わない」とか認定されても使わない人もいますし、そういったところもありますから、なかなかその実数というのは把握しづらいと思います。
委員	3,000カ所に取ったと言っていますから、合併しましたから地方自治体は3,000切っていますよね。ですから当然きているのだろうと思いましたけど。
事務局	包括支援センターは新居浜市の場合は直営で一つですけど、松山市なんかにいくとそれぞれ包括支援センターが分かれています。分かれているので市に一つではないので、大きい所には十何個あったりという所もあると思いますので、たぶんそんなのも足して3,000という所だと思います。
会長	貴重なご意見をたくさんありがとうございました。以上をもちまして終わりたいと思いますので、副会長さん閉会のごあいさつをお願いいたします。
副会長	皆さんいろいろなご意見ご提案ありがとうございました。来年度以降の第5期計画ですが、やはり國の方針に従わないといけないというのは非常に骨組みとして大事なところだと思います。今はっきりしていない時点での計画をたてるのも非常に確かに難しいと思います。新居浜市の第4期計画につきましては、施設整備のほうに力を送っている形になりますて非常に目に見えやすいというか形で現れやすい計画になっていると思うのですけれども、その計画を見直しというか振り返って、新居浜市で何か足りなかつたかという点も含めて、第5期計画もやはり具体的に計画ができるなどを個人的には希望しています。本日はどうもお疲れさまでした。
会長	お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。